

第5回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和3年5月31日(月)午後12時15分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐々木康二 | 8番 | 田中 信幸 |
| 2番 | 高橋 裕一 | 9番 | 舟山 賢治 |
| 3番 | 藤中 敏彦 | 10番 | 福田はるみ |
| 4番 | 朴谷 和夫 | 11番 | 木下 和夫 |
| 6番 | 杉山 央 | 12番 | 太田 正人 |
| 7番 | 荒川 敏幸 | 13番 | 住田 哲也 |
5. 欠席委員(1名) 5番 窪 郁夫
6. 議事日程
- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第2 | 議案第18号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について |
| 日程第3 | 議案第19号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第3 | 議案第20号 | 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について |
- その他
7. 農業委員会事務局職員
- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 室屋 尚弘 |
| 事務局次長 | 山村 靖彦 |
| 事務局主任 | 福屋 翔太 |
8. 会議の概要 開会 午後12時11分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和3年第5回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

お昼時お忙しい時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。田植えも当麻町の方はあと数件で終わると聞いています。天気の方も暑かったり寒かったりと変動したり、週末から少し気温が上がってくるのかと思いますが、畑の種まき作業が心配されますけども天気を見ながら進めていただきたいなと思います。コロナに関しては北海道、また旭川も増えてきて緊急事態宣言が6月20日まで延長され、本来なら総会前に皆さんで昼食をとる予定でしたが会食もしづらい状況ですのでご理解のほどよろしく願います。

本日の会議録署名委員は、議席4番、朴谷委員、議席8番、田中委員に願います。

議席5番、窪委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は12名で、定足数であります。

なお、関係機関の皆様につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今回の総会にはお休みいただいておりますので、ご理解を願います。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、日程第1、「議案第17号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」2件、日程第2、「議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」2件、新規1件、継続1件でございます。日程第3、「議案第19号、土地の現況証明書の交付について」3件、日程第4、「議案第20号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第17号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第17号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の使用貸借及び貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和3年5月31日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、借主であります〇〇〇〇さんが、当該農地の一角に、農家住宅の建設を予定しており、今後、転用申請などを行うため、一旦解約するものでございます。

続きまして、番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、

〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。

以上2件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第17号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第17号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全 員 挙 手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第17号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、3ページの日程第2、議案第18号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、利用権設定の新規について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第5回）の決定について審議を求める。令和3年5月31日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の新規について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第18号、利用権設定の新規について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全 員 挙 手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第18号、利用権設定の新規については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、利用権設定の継続について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、利用権設定の継続につきましては、継続案件のため、経営面積、う

ち借入面積、契約期間の説明を省略させていただきます。

番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a。以上です。

議 長： 只今、事務局より、利用権設定の継続について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第18号、利用権設定の継続について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全 員 挙 手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第18号、利用権設定の継続については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、5ページの日程第3、議案第19号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第19号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明書の願いがあったので審議を求める。令和3年5月31日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、4月26日、藤中委員と木下委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、所有者であります〇〇〇〇さんのご自宅でございます。現地の状況は、昭和〇〇年に住宅及び車庫、納屋を建設して以来、長年、住宅用地、通路などとして使用されており、今後においても同様の使用が見込まれることから、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第19号の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第19号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全 員 挙 手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号1については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 2、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、畑、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、5月12日、太田委員と田中委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。現地の状況は、長年、農地としては使用しておらず、樹木などが生育し山林化しております。又、当該地周辺は山林でもあり、土地の起伏が激しく農地としての利用は難しく、復元することも困難でありますので、農地以外と判断いたしました。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 19 号の番号 2 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 19 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全 員 挙 手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号 2 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。
続きまして、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、番号 3、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、5月26日、木下委員と太田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、道道〇〇〇〇線に面し、〇〇〇〇横でございます。当該農地は、所有者である〇〇〇〇さんが木材店を営んでいたことから、平成〇年〇月に農地法第 5 条の転用許可を受け取得した後、製材用倉庫を建設し、倉庫用地及び製材置き場として使用しておりましたが、地目変更手続きを行っておりませんでした。今後は、第三者への売買を予定しているとの事であり、長年、農地として使用されていないのは明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。 以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 19 号の番号 3 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 19 号、番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全 員 挙 手】

議 長： はい、賛成全員であります。番号 3 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。

続きまして、9 ページの日程第 4、議案第 20 号、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 20 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について、農地法第 37 条の規定による農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について審議を求める。令和 3 年 5 月 31 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしております、別紙 1 及び別紙 2 により、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。従前より、当麻町農業委員会においては、活動内容について事務局で決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、法制化により、平成 29 年より総会議案としてご審議いただいております。この内容で決定をいただきましたならば、これまでどおり町ホームページに公開するとともに、全国農業会議所のホームページにおいても公表することとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

はじめに別紙 1、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明いたします。Ⅰ、農業委員会の状況、令和 2 年度末現在での状況で、1 番の農業の概要では、農林水産省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき記入することとなっております。また、2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、令和 2 年 7 月 20 日に改選になりました、新制度に基づく構成人数となっております。

2 ページをご覧ください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化、1 番の現状及び課題では、令和 2 年 4 月現在での当麻町内における農地の担い手への集積率が 84%であることを、2 番、令和 2 年度の目標及び実績では、集積実績が 3,670ha であり、達成状況が 99%であったことを記載しております。また、3 番では、目標の達成に向けた活動を、4 番では目標及び活動に対する評価をそれぞれ記載しておりますが、集積実績が集積目標を下回ったことから、「若い世代の担い手に対する農地の集積を推進する必要がある。」と記載させていただいております。

続いて 3 ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進として、2 番、令和 2 年度の目標で 1 経営体、1ha を目標としておりましたが、実績では新規参入がなかったことを記載しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価、1 番の現状及び課題では、令和 2 年 4 月現在、遊休農地は 11ha を確認しており、2 番の目標及び実績で、その 11ha を解消目標としておりましたが、相続放棄された農地であることから、解消には至っておりません。また、3 番では、昨年行いました農地パトロールの結果について記載しておりますが、新たな遊休農地は確認されておりません。

5 ページをご覧ください。違反転用への適正な対応についてでございます

が、違反実績はございません。又、6 ページから 8 ページにつきましては、農地法第 3 条に基づく許可、転用許可及び農業委員会事務に係る処理件数等の実績でございます。

続きまして別紙 2 をご覧願います。令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。

別紙 2 をご覧願います。Ⅰ、農業委員会の状況では、1 番、農家・農地等の概要として、先程の令和 2 年度の点検・評価と同様、「農林業センサス」等の数値を記入しております。2 番の農業委員会の現在の体制につきましても、本年 4 月 1 日現在の状況であり、現在の農業委員会委員の構成人数を記載しております。

続きまして、2 ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番の現状及び課題で、令和 3 年 3 月現在での集積率が 84%であることを、2 番、令和 3 年度の目標及び活動計画で、今年度における集積面積のうち、新規集積面積目標を 30ha としていることを記載しております。新規集積面積目標につきましては、算定根拠となります認定農業者数が、高齢化などの理由から、年々、減少傾向にある現状を考慮し、昨年度計画より 30ha と設定させていただいております。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の 2 番では、参入目標数を例年と同様の 1 経営体、1ha に設定しております。

続きまして 3 ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置では、前年度末の遊休農地 11ha、これは全体農地面積の 0.25%にあたりますが、この 11ha につきまして、昨年度と同様の取り組みにはなりますが、早急に解消できるよう、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合はあつせんや利用関係の調整を行うこととしております。

Ⅴの違反転用への適正な対応では、違反転用を発生させないように、農地パトロール等の監視活動の継続と違反防止のための啓発、調査を行うこととしております。

以上、令和 2 年度の点検・評価（案）、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）としてご審議いただきますようご提案いたします。以上です。

議 長： 只今、議案第 20 号について事務局より説明がありました。法制化により、毎年度の活動目標を総会で決定し、公表することになっております。内容等について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 20 号、「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全 員 挙 手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 20 号については原案のとおり決定をい

たします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 本日は関係機関の皆様が出席されておられませんので、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任：【事務連絡】

次長： 関係機関からの連絡事項をお預かりしていますのでお知らせします。
農業センターからのお知らせでございます。町内の田植えの状況につきましては、本日現在ほぼ終了したものと思われま。田植えに関連して、例年農業センターで調整しております不足苗については、生育不良などが心配された生産者も数件ありましたが、最終的には生育が追いつき調整せずに済んでおります。

令和3年産の経営所得安定対策に関連して、6月3日から8日まで牧草の現地確認を実施いたします。牧草以外の作物については、例年同様に7月上旬の確認を予定しております。

議長： それでは、次回、令和3年6月の農業委員会総会の日程であります。只今、事務局からも説明がありましたとおり、昨年度許可しました転用農地の現地確認を総会前に行いますので、6月25日、金曜日、12時50分までに集合していただき、13時00分にバスが出発します。総会は現地確認終了後の14時00分からの予定といたします。お忙しい時期ではありますが、日程の調整をよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員：「ご苦労さまでした。」

閉会 午後 12時 41分